

## 木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会議名	令和7年度第2回 木津川市行財政改革推進委員会				
日時	令和7年10月21日（火） 午後2時～午後4時	場所	木津川市役所本庁舎5階 全員協議会室（公開）		
出席者	委員 〔出席：■ 欠席：□〕	<input type="checkbox"/> 新川委員（会長） <input checked="" type="checkbox"/> 原田委員 <input type="checkbox"/> 藤本委員 <input type="checkbox"/> 山岡委員 <input type="checkbox"/> 山口委員 <input checked="" type="checkbox"/> 木村委員 <input type="checkbox"/> 園田委員 <input type="checkbox"/> 高橋委員			
	その他出席者	実現戦略33「ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換」【担当：デジタル推進課】 (説明員) 茅早企画戦略部長 デジタル推進課 中谷課長、宮本係長 実現戦略36「公共事業・大規模事業の平準化」【担当：財政課】 (説明員) 奥田総務部長 財政課 清水総務部次長（財政課長事務取扱）、安田課長補佐 (傍聴者) 0名			
	庶務	(事務局：企画戦略部デジタル推進課) 茅早企画戦略部長、中谷課長、宮本係長、下吹越主任			
議題	1. 開会 2. 議事 (1) 令和7年度第1回外部評価 ①実現戦略33「ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換」 ②実現戦略36「公共事業・大規模事業の平準化」 3. その他 4. 閉会				
会議結果要旨	・次の項目について、令和7年度第1回外部評価ヒアリングを行った。 ○実現戦略33「ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換」 ○実現戦略36「公共事業・大規模事業の平準化」 ・第3回委員会の開催日程について、次のとおり確認を行った。 日時：令和7年11月14日（金）午後2時から 場所：市役所5階全員協議会室				
会議経過要旨	1. 開会 ◎木津川市行財政改革推進委員会条例第5条第3項の規定により、壬生副会長が議長を務めることとなった。 ◎高橋委員を、本日の会議記録署名委員に指名した。				

## 2. 議 事

### (1) 令和7年度第1回外部評価

#### ①実現戦略33「ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換」

◎：議事・進行

○：質問・意見

⇒：説明・回答

#### 資料

令和7年度外部評価 論点整理【実現戦略33】

追加資料①補助金等交付ガイドライン

追加資料②木津川市補助金等の交付に関する規則

追加資料③予算額・執行額等一覧（令和5年度）

追加資料④補助金等要綱新設一覧（令和2年度～令和6年度）

実現戦略 取組評価シート（第1回委員会配布資料）

補助金等交付ガイドラインに基づく評価 対象補助金一覧（令和5年度）

#### 概要説明

◎説明員から、資料に基づき、取組内容、取組実績等について説明を受けた後、外部評価ヒアリングを行った。

#### 意見・質疑応答など

○「補助金等交付ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の2ページに補助金等の定義が示されているが、助成金に関しての記載がない。厚生労働省関係の助成金は教育や雇用促進など目的が明確にされているが、ガイドラインにおいて助成金の定義が示されていない理由は。

⇒本市における補助金等は、木津川市補助金等の交付に関する規則を基本とし、補助金・交付金・利子補給金のほか、反対給付を受けない給付金を対象として、広く読み取れる形とした上で、予算上の区分により整理しています。なお、補助金・助成金等は、法律上細かく定義されているものではなく、各省庁においても取扱いが異なっていると認識しているところです。

○本実現戦略の行動計画は大きく2つに分かれる。一つ目がガイドラインの策定であり、早々に策定されたことは非常に評価できると考えている。二つ目の取組として検証サイクルの構築をあげているが、この点はどうなっているのか分かりにくいため、説明願いたい。

⇒当然にガイドライン基準に適合しているか、基準に沿った見直しができているかなどのチェックが必要であると考えており、ガイドラインの20ページに評価・検証の流れを記載しています。まず評価部分では、毎年度、補助金等評価シートを作成し、市内部での報告・確認を行った上で、その評価結果を市ホームページに掲載することを定めています。令和6年度に実施した際には、ガイドラインに基づき不適合と判断した事項があった補助金について、いつまでに改善を図るのかなど整理も行っています。また、検証部分においては、既存補助金について令和8年度

を終期とし、内容や成果等の分析を行い、見直しの方向性を決定するなど、3年の検証周期を定めたところです。

○チェックシートで毎年度評価を行うとともに、3年の周期で検証を行うといった検証サイクルが構築されているという認識でよいか。

⇒ご意見のとおりです。

○ガイドラインの19ページに団体等の事務局の取扱いについて記載があるが、補助金を交付している団体において、市が事務局を担っている件数と補助金額はいくらか。

⇒事務局を引き受けている事例はありますが、件数等を把握していないため、会議中に確認できる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

○すぐに答えられないということは把握していないのか。

⇒個別の事例はいくつか把握していますが、全体であれば確認の時間をいただきたいと思います。

確認事項としては、市が事務局を担っている団体と、それぞれの団体に對していくら補助金を支出しているのかという整理でよろしいでしょうか。

○雇えない程度の補助金なのか、ボランティアの側面が強いものなのかなど、市との付き合い方も含めて確認したかった。ガイドラインには預金通帳や印鑑の管理等についても記載があるが、一般市民と感覚がずれていると感じる。

⇒思い当たるケースとしては、小規模なボランティア的団体の立ち上げにあたり、地域の関係者の方々に市が事務局を担うことで参加いただいた経過があり、行政主導の側面が強いものが挙げられます。

○そうした経過も含め、ガイドラインに適合しない場合は、補助金を廃止するのかといったことも合わせて確認したかった。

⇒基本的にはガイドラインに沿って整理していくべきものと想定していますが、それぞれの団体の創設経緯や性質等が異なるため、引き続き市が事務局を担うと判断した場合も、その理由を整理した上で対外的な説明ができるように進めていく必要があると考えます。

○市が事務局を担っている団体等については、後日報告するということは良いか。

⇒会議中に報告が難しい場合は、後日とさせていただければと存じます。

○総務省が策定した新地方行革指針（地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針）では、様々な団体等に対する補助金について、必要性や費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、十分に整理を図るよう示している。また、終期についてもPDCAサイクルに基づく見直しを行うとともに、住民に十分な説明をしながら計画的に廃止、縮減に努めるよう方針が出されている。

本市においては令和6年にガイドラインが策定され、他の自治体でも同様に整備が進んでいるが、更なる補助金の縮減や廃止という方向に向かっての見直しガイドラインがあつてしかるべきではないかと思う。今

後、このような指針等を作っていく考えはあるか。

⇒ご指摘いただいた新地方行革指針は、平成17年に通知されたものであり、当該指針に基づき各自治体で様々な取組が行われてきたと認識しています。本市ガイドラインは、必ずしも廃止を前提としたものではなく、補助金の公益性等が担保されているか、本当に交付する必要性があるものかなどを確認し、基準に適合するよう見直しを図っていくものとなっています。様々な団体が補助金を活用し、活動を行っていただいていることから、一方的に縮小すべきという結論を出したものではありませんが、今後、補助金の廃止等について一定の整理が必要であると考えています。

○総務省の指針では、廃止を強く推しているのではなく、縮減について積極的に進めるよう示しており、本市の考え方と異なっていると思う。

⇒財源は税金となることから、不要な経費の縮減を進めていくことは当然であると考えています。ただし、全体的な縮減ではなく、個別の審査により公益性の低いものなどを分けた上で必要に応じて縮減を行うべきと考えており、ガイドラインに基づき審査を行い、必要性が低いものは政策的な判断により縮減や廃止に取り組んでいきたいと思います。

○補助金に対する評価や方針決定はどこで行っているのか。

⇒市長をトップとした行財政改革推進本部会議にて決定することとなります。

○行政の中だけで決定するのはいかがなものか。最近の傾向では、第三者機関による評価や市民意見を取り入れて判断している自治体も増えてきている。他自治体の取り組みも参考にしながら補助金の継続・廃止の判断を行ってはどうか。

⇒現時点では、令和6年度に策定したガイドラインに基づき評価・検証を進めていきながら、実質的に削減につながらない、大きな変革に結びつかないという課題が見えてきたら、補助金の見直しに特化した指針や第三者機関等による取組を改めて考えていただきたいと思います。

○総務省が補助金の縮減を進めている方向の中には、限られた財源を自治体DXに転換したいという意図もあるのではないか。

⇒個々の補助金については、毎年度の予算において財政課による査定や、各担当課の立場から団体の予算書等を確認した上で経費等に係る協議を行っていることです。

なお、総論として、補助金に限らず不要な経費を削減し、より有効な施策のための財源として確保しなければならないと考えており、更なる行財政改革に取り組んでいきたいと思います。

○ガイドラインの4ページに課題がまとめられているが、その内の一つに様式等の不備が挙げられている。申請書類の様式が定められておらず、規則により処理されているとあるが、しっかりと市が様式を定めた上で、補助金の手続きを行ってもらうのが筋ではないのか。

⇒各補助金等において、個別に様式を定めておらず、汎用的な様式を活用

	<p>し処理していたという部分があったことから、ガイドラインに要綱・様式の整備を定め、適合していないものがあれば所管課にて改善を図るよう進めているところです。</p> <p>○多くの補助金の中で、電子申請が可能なものはあるのか。  ⇒当課で把握している限りでは電子申請可能なものはないと認識しています。</p> <p>○改めて見ると数多くの補助金があることから、申請者の数を掛け合わせればかなりの事務負担となっている。ひと昔のように若い方が多い時代であれば問題ないが、高齢の方が役員をされる際に紙の申請を行うことは負担が大きいことから、申請の電子化を行い、若い方に手続きを担ってもらうことで申請者の手間を減らすとともに、申請をまとめることで処理側の事務の軽減を図るなど、補助金においても簡素で効率化が望まれる。</p> <p>また、個人的には補助金制度そのものを否定する必要はないと思っており、新しいチャレンジに取り組んでいただきたいと考えるが、膨大な申請数を手作業で行うことは申請者も事務側も大変であることから、補助金の統廃合についても検討いただきたい。</p> <p>⇒補助金には多くのメニューがあり、中には特定の団体に補助金を交付するといった交付先が限定されているものもあれば、幅広く多くの方から申請いただくものもあります。特に幅広く申請いただく分については、電子申請を取り入れるなど、行政側・市民側共に手続きが簡素化できる仕組みを取り入れていきたいと考えており、引き続き検討を進めていかなければならない課題と捉えています。</p> <p>また、補助金の統廃合についても、予算の組替え等も含め課題があることから、財政課とも協議しながら検討していきたいと考えています。</p> <p>○業務改革を進める際は、ECRS（改善の4原則）の排除・やめることが一番と言われているが、個人的にはコンバイン・まとめることを推奨したい。統合に焦点を当て、互いに事務を簡素化しながら補助金を効率化させ、かつ、新しいチャレンジを支援するということに是非とも取り組んでいただきたいと思う。</p> <p>○実現戦略取組評価シートにおいて、定量評価である指標の設定がないことから、効果の大きさが分からない。説明以外で何か数値や事例等で具体的に示せるものはあるか。</p> <p>⇒行動計画策定の際に、可能な限り数値目標を設定することで、取組効果の捕捉を行いたいと考えていましたが、一部戦略については設定が難しい部分があり、本実現戦略においても数値目標の設定は行っていません。</p> <p>具体的な事例としては、ガイドラインに基づく評価を行ったことにより、先ほど指摘いただいた様式が定まっていないものや要綱の整備がされていないものなどを捕捉するとともに、令和7年度末までに要綱を整備するよう所管課と協議を行ったことについては、成果があったものと</p>
--	---

	<p>認識しています。</p> <p>○今後、数値目標を設定する考えはあるか。</p> <p>⇒すぐに数値目標を設定する考えはありません。</p> <p>○補助金に係る採択率を示せない理由は何か。</p> <p>⇒個別の補助金であれば、所管課に問い合わせることで採択率を示すことは可能と考えますが、ガイドラインの対象補助金が多岐にわたることから、ガイドラインの担当課であるデジタル推進課では全てを網羅していないことから取りまとめを行っていないと回答させていただいたところです。</p> <p>なお、補助金は交付内容によって大きく性質が異なることから、特定団体に対する専用補助金といった性質を持つものの採択率は100%となることや、福祉的な性質を持つ補助金等は、年度途中に補助金が不足する見込みであれば、補正予算にて対応して交付率を100%に近づけるなどといった事例もあります。</p> <p>○市の税収のうち、補助金の占める割合はどの程度の割合にするといった目標はあるのか。</p> <p>⇒歳入に対する補助金の割合について、お示しすることは可能ですが、割合に関する目標については設定していません。</p> <p>○国の補助金、助成金における採用率は示されている。市においては事務が煩雑などの理由で採用率まで明示していないかもしれないが、市民が納得しないのではないか。</p> <p>⇒直接的な回答ではありませんが、類似する資料として追加資料③予算額・執行額等一覧（令和5年度）を配布させていただいたところです。</p> <p>なお、市の補助金は、国や都道府県とは異なり、限られた予算枠の中でその枠を超える申請があるといった例は少ないと認識しています。</p> <p>○令和4年度の補助金交付金額が9億4,100万円であったが、追加資料③における令和5年度の執行額は4億8300万円と約半分となっている。</p> <p>1年間で大きく変動することに疑問があり、その理由を知りたい。</p> <p>⇒令和4年度の金額については、全ての補助金を対象したものと考えられます。一方で、お示ししている令和5年度金額については、ガイドラインの対象となる補助金であり、ガイドライン3ページに示した対象外となる補助金を除いたものとなることから、比較いただいている対象が異なります。</p> <p>○同じ内容で比較するということが必要ではないのか。</p> <p>⇒ガイドライン対象外とした補助金については、市の裁量だけでは見直しを図ることが難しいものであるため、それらを除いたガイドライン対象の補助金のみを比較することに意味があると考えています。ただし、ガイドラインの策定が令和6年4月であり、現時点で令和5年度分の評価しか行えていないことから、比較データが揃っていない状態ですので、毎年度評価を行う中で金額の推移等をお示しすることができる形となります。</p>
--	---

○市民が納得できるものを示していただきたい。今後も評価を継続していくとともに、評価内容等を市民に公表する義務があると考える。  
⇒評価を継続し、比較できる形としていきたいと考えています。

○市の歳入のうち、何パーセントを補助金とするなどの目標は決めにくいいものなのか。仮に目標を決めることができれば、指標として設定できるのではないか。

⇒物価高騰など、社会情勢の変化や状況に応じた施策に取り組む必要があり、必ずしも一律に割合を決めることがよいのか難しい部分があります。なお、市では毎年度の予算を計上するにあたり、内部の会議において政策的に必要なのか等をしっかりと審査し、実施を決定しています。

◎当実現戦略に関しては、行動計画にあるガイドラインの策定は完了している。また、検証サイクルとして年1回の評価と3年周期の検証・見直しを行うことも定めており、今回のヒアリングにおいて3年のサイクルで見直していく中で、改善が図られない場合は、見直しガイドラインの策定や外部有識者からの意見を取り入れることも検討するという回答があった。

その他、委員より必要な様式の整備や、今後の見直しにおける電子申請の導入、補助金の統合等による事務の簡素化、新しいチャレンジなどの様々な指摘や、経年比較ができるようデータを積み重ねていくことなどの要望の意見もあった。

なお、ヒアリングにおいて回答できなかった次の2点について、事務局は別途対応を行うこと。

- ・市職員が事務局を担っている団体と補助金額
- ・歳入総額に対する補助金額の割合

## ②実現戦略36「公共事業・大規模事業の平準化」

### 資料

令和7年度外部評価 論点整理【実現戦略36】

追加資料①令和6年度特別交付税に関する要望書

実現戦略 取組評価シート（第1回委員会配布資料）

### 概要説明

◎説明員から、資料に基づき、取組内容、実績等について説明を受けた後、外部評価ヒアリングを行った。

### 意見・質疑応答など

○本実現戦略における計画や取組実績について、通常業務の域を超える革新性や改革性があるのか理解できない。説明を伺う限り通常業務として取り組むべき内容ではないのか。

また、設定指標がないことから評価が難しいと考えるが、何らかの目標を設定することは可能か。

⇒本実現戦略については、担当課が通常業務として取り組むべき内容であり、通常業務の中でどう改善していくか、行財政運営をいかに安定化していくかといった意味を踏まえ進めていくものと認識しています。例えば、従前は予算確定後の新年度4月に入札を行い、入札完了までの数か月間は事業が停滞することを防ぐため、前年度事業者と契約をするといった手法と取っていました。こうした中で、債務負担行為の導入により、前年度12月の段階で予算枠の決定いただくことで、早い段階で入札等の準備行為を進め、4月1日から業務に着手するよう見直しを図ったところです。これまで事業者にとっては4月から8月頃は工事の空白期間であったとともに、9月以降には工事が集中するため、人員確保や資機材の配備に課題があったところですが、市が4月に業務を発注することにより、年間を通じて安定した業務機会を提供するという仕組みが整い、公共工事の平準化につながっています。

指標については、現時点では設定できていませんが、例えば上半期中の工事発注率を市内部では70%を目標としていることから、当該数値の向上を設定することで、更なる工事の平準化を目指す数値として検討しているところです。

○債務負担行為はこれまで導入していなかったのか。

⇒はい。毎年3月議会で予算の議決を受けて、4月から入札を行うというのが従前の取組でしたが、国がゼロ市債に積極的に取り組むよう指針を示したことに基づき、導入を行ったところです。

○令和6年度補正予算において、11件の債務負担行為の案件を出され、そのうち10件が令和6年度から令和7年度にかけての事業や工事となっている。大きい建築工事の案件を除く9件に関しては毎年度あるような工事または修繕であると考えるが、債務負担行為の導入により、従前と比較して工期の終了時期がどうなったかなど、具体的な数字を教えてほしい。

⇒今年度からの導入のため、具体的な数値は持ち合わせていません。具体的な成果や数値等については、今年度終了後に検証することを予定しています。なお、個人的な感覚にはなりますが、債務負担行為の導入により、新年度当初よりすぐに修繕が行えることから、修繕スピードの向上と業務発注の平準化が図れたことにメリットがあったと感じています。また、ご指摘のとおり、現在、債務負担行為の対象業務は、主に年間の保守・維持工事を中心としており、1年満たない短期的な工事をどうするのか、また、補助金交付対象事業について事前着手になってしまうなどの課題はありますが、市の単費で行う簡易修繕などについては同手法を広げていきたいと考えています。

○国土交通省が公表している公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく指標として「さしすせそ」の取組状況があるが、その

中の「し」柔軟な工期の設定については、他自治体においても対応ができていないと考えるが、本市はどうか。

⇒本市も「し」の部分だけは唯一対応できていません。柔軟な工期の設定については、主に発注者と受注者の協議による工期の変更、工期延長等を意図しているものと考えます。市町村規模の工事例として学校関係の工事などが挙げられますが、学校運営の都合上、どうしても長期休業期間での工期を設定せざるを得なく、契約の段階で柔軟な工期の設定を行うことについては、現段階で取り入れていないのが現状です。

なお、事業者の責めに帰すことができない工期の遅れについては繰越の対応を行うなど、お互いに十分な協議及びコミュニケーションを取りながら進めているところです。

○本実現戦略の取組は、大規模事業の平準化や持続可能な自治体の実現が目的と認識しているが、財政課目線での取組内容のみが記載されています。本来公共事業であるため、工事所管課の目線がもっと必要だと考えるがいかがか。

⇒担当は財政課となっていますが、入札や工事指導を行っている指導検査課の意見を踏まえ、資料を作成しています。

○最大の課題は人手不足であり、地元の建設事業者の保護育成に取り組んでいかないと災害発生時の対応が困難になることが予想される。今の時代は役所都合ではなく、事業者の保護育成に主軸を移さないと持続可能な自治体が成立しえないと考える。

⇒重要な指摘と考えており、一番危惧している部分です。担い手がいなければ災害時の復旧・復興が進まないことが想定されるため、かねてより市においても事業者の育成という視点を持ってきたところです。現在も建設業の人手不足が進んでいるのは事実であり、ワークライフバランスやwiークリースタンスができるよう、発注者として様々な制度設計を取り入れていきたいと考えています。また、建設業の働き方改革に取り組むことで事業者の継続性に寄与していきたいと考えており、事業者からの意見も踏まえて、改善を図っていきます。

○評価指標として、財政面での設定は難しいと考えるが、工事事業者を指導監督・保護育成する担当課の立場から、例えば夏場の高温期の工期調整やICT建機での遠隔操作など、労働環境の改善に資する指標設定が可能と考えるがいかがか。

⇒労働環境の改善という視点では、先ほど提案したとおり上半期の発注率を設定していきたいと考えています。

なお、ご指摘のとおり、事業者にメリットがあること、また、担い手の増加についてどう数値算出を行うのかとの認識がなかったことから、なかなか難しいとは存じますが、市内の建設業に携わる方を数値化するなど、様々な形を検討していきたいと思います。

○何らかの形で目標数値を検討いただくことをお願いしたい。

⇒デジタル推進課と協議し、来年度に指標設定ができるよう進めていきま

	<p>す。</p> <p>○行動内容に特定財源の確保、有利な市債の活用と記載があるが、これらを指標として設定できない理由は。成果指標や数値があって初めて市民に納得してもらえるし、当委員会も判断材料の一つとして評価が行えるため、設定の努力をお願いしたい。</p> <p>⇒特定財源、有利な市債について、どれだけの効果が創出できたか示すことは可能ですが、毎年度大規模事業が異なる中で、特定財源として算入できるもの、また、起債メニュー等が変わってくるため、目標として設定することは難しいと考えています。</p> <p>○当初は平準化するために工期を遅らせると考えていたが、説明を受けて主に工期を早めるということが理解できた。発注が遅れると、単年度事業が複数年度事業となり、事業者との調整や事務の増加につながるため、年度当初に発注等を行うことは賛成である。</p> <p>⇒債務負担行為を導入することにより、毎年度上半期に集中していた指導検査課の入札業務や工事担当課が行う事務の平準化・効率化が図れ、市職員のワークライフバランスにもつながっていくと考えています。</p> <p>ご指摘のとおり、平準化により工期を遅らせるのではなく、財源・人材の確保等を行い、効率的に業務を進めることができ本実現戦略の目的と認識しています。</p> <p>○大規模事業計画について、学校の長寿命化や建替え等の工事が重複する際にどのように分散しているのか。また、今後の修繕計画等はどのように策定しているのか。</p> <p>⇒現在、市内小・中学校の体育館への空調導入を進めていますが、中学校は令和7年度に5校を一斉に工事を予定する一方で、小学校は13校と数が多いいため、3か年での計画となっています。工事管理の人手や予算といった制約がある中で、可能な限り早くといった視点を持って平準化を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、修繕については、各学校の危険度に応じて優先順位を付けた上で計画しているところです。</p> <p>○近年デジタル化の進展が目覚ましいが、それに伴う改善の具体例はあるか。</p> <p>⇒大規模事業という点では回答が難しいですが、本市においては府内で初めて書かない窓口を導入するなど、自治体DXに取り組んでいるところです。財政課としては、人件費・物価高騰が一番の課題と考えており、デジタル化を進めることで、職員負担を軽減するとともに、市民サービスの維持・向上を目指していきたいと考えています。</p> <p>○旧3町が合併してまちが大きくなり、人口も増加した中で、特に市職員数が増えているイメージがないため、デジタル化が進まないと負担が増える一方ではないかと思うことから、検討していただきたい。</p> <p>⇒本市は合併後から類似団体定員の約1割減を目標とし、職員を配置してきた経過があります。職員の働き方改革に資するためにもデジタルを活</p>
--	--

	<p>用していくとともに、今後入庁を検討される方においても本市を選んでもらえるようなまちづくりを進めていきたいと思います。</p> <p>◎公共事業・大規模事業の平準化の中で、デジタル化に取り組めそうな事例やアイデアはあるか。</p> <p>⇒人力が必要な工事以外では、設計のデジタル化による迅速化が図れると考えています。この部分は、行政として発注側から新たなデジタルの取組を説明し、育成していく立場もあることから、国と十分に連携しながら進めていきたいと考えています。</p> <p>また、直接的な部分ではありませんが、市が公共施設包括管理を進め、施設カルテを作成することにより、施設情報データに基づく計画的な修繕等につなげていきたいと思っています。</p> <p>◎委員におかれでは、ヒアリング結果を踏まえて、評価シートに取りまとめるとともに、2月5日を目途に事務局まで提出すること。</p>
	<h3>3. その他の事項</h3> <p>(1) 令和7年度第3回委員会の開催日程について</p> <p>◎第3回委員会については、事前の調整のとおり、令和7年11月14日（金）午後2時から市役所5階全員協議会室にて開催するとの報告があった。</p> <p>(2) 令和7年度第1回委員会における確認事項への回答について</p> <p>◎事務局より第1回委員会における確認事項について、次のとおり回答があった。</p> <p>①職員の男女比率について 令和7年4月1日現在の一般職員数448名、うち男性206名、女性242名。男女比率は男性46%：女性54%。</p> <p>②令和6年度から令和7年度にかけて会計年度任用職員が増加した理由 令和7年度より校内サポートルームの設置を行い、支援員の配置が必要となったこと、また、児童生徒の教育環境や幼児等の保育環境の充実を図るため会計年度任用職員の増員を行ったことによる。</p> <p>③令和6年度における女性の定年延長者が男性と比較して少ない理由 第1回委員会資料における定年延長職員とは、従前と勤務時間が変わらないフルタイム勤務を対象としており、多くの者がフルタイムではなく定年前再任用短時間勤務を選択したことによる。</p>
	<h3>4. 閉会</h3>
その他特記事項	会議後概ね2週間を目途として、外部評価シートを記入し事務局まで提出。